

～国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ～

8月から保険証が切り替わります！

保険証の有効期間は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年間です。

新しい保険証は7月中旬に簡易書留で郵送いたします。

現在お持ちの保険証、限度額適用認定証^{※1}、限度額適用・標準負担額減額認定証^{※2}については、8月1日以降に破棄していただきますようお願いします。

※1 限度額適用認定証とは、医療機関の窓口で提示することで、自己負担額（保険適用分のみ）について適用区分に応じた限度額までの支払いで済むものです。（認定証を提示されなかった場合においても、限度額を超えた分を後日請求することにより、払い戻しされます。）

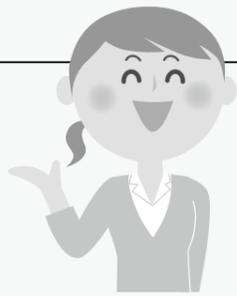
※2 限度額適用・標準負担額減額認定証とは、※1の医療費に加えて、入院時の食事代についても減額された額での支払いで済むもので、世帯の国保加入者全員が住民税非課税の場合に対象となります。

国民健康保険（国保）

◎保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。

- ★ 一般被保険者 …… 薄みどり色 → 薄むらさき色
- ★ 退職被保険者 …… クリーム色 → もも色



◎70歳～74歳の国保被保険者の保険証について

70歳～74歳の国保被保険者に対しては、負担割合を記載した保険証を送付します。

※今後、有効期間内に70歳の誕生日を迎えた場合、誕生日の月（1日生まれの人は前月）に負担割合を記載した保険証を送付します。

※平成26年度から、70歳以上75歳未満の人の自己負担割合が変更になりました。昭和19年4月2日以降の生まれの人は2割となり、昭和19年4月1日以前の生まれの人は1割に据え置かれます。ただし、現役並み所得者の自己負担割合は、3割のまま変更ありません。

◎限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、8月1日以降も必要な場合は、改めて申請が必要です。下記担当課にお問い合わせください。

後期高齢者医療

◎保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。

- 黄色 → オレンジ色

◎限度額適用・標準負担額減額認定証について

既に「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）をお持ちの人は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オレンジ色）を保険証と一緒に送付します。

また、入院中（予定）の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、下記担当課にお問い合わせください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成28年度（平成27年中の所得金額）の住民税の課税状況をもとにして、世帯の全員が住民税非課税の場合に対象となります。



問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）

平成27年度菊水ロマン館の経営状況の報告

平成27年度の営業収入は、全事業で179,591,138円、収入構成は、物産76.4%（137,179,848円）、実演12.2%（21,985,207円）、風呂7.3%（13,101,915円）、カヌーその他4.1%（7,324,168円）となりました。この営業収入は、前年度比98.8%（▲2,115,849円）で、ほぼ前年度並みの売上を確保することができました。

一方、経費面ではコスト削減に努め、特に水道光熱費を大幅に削減（対前年度比▲2,272,288円）することができました。

その結果、877,153円の赤字となりました。経営状況は3期連続の赤字ですが、赤字額は年々縮小しています。

なお、平成27年10月から、代表取締役社長に松川重光氏、平成28年1月から顧問に光永久仁子氏、館長に市原光氏が就任し、さらなる経営の健全化のために全力で取り組んでいます。今後ともご愛顧賜りますようよろしくお願いいたします。

貸借対照表

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 37,384,721 | 【流動負債】 | 13,120,412 |
| 現金 | 948,024 | 買掛金 | 778,435 |
| 預金 | 32,802,312 | 未払金 | 10,396,123 |
| 売掛金 | 489,549 | 未払法人税等 | 182,500 |
| 商品 | 438,715 | 預り金 | 171,054 |
| 貯蔵品 | 376,120 | 未払消費税 | 1,567,800 |
| 未収入金 | 2,330,001 | 商品券 | 24,500 |
| 【固定資産】 | 6,889,406 | 【固定負債】 | 470,000 |
| (有形固定資産) | 6,825,196 | 長期預り保証金 | 470,000 |
| 建物 | 6,406,518 | | |
| 建物附属設備 | 369,833 | 負債合計 | 13,590,412 |
| 車両運搬具 | 4 | | |
| 工具器具備品 | 48,841 | | |
| | | 純資産の部 | |
| (投資その他の資産) | 64,210 | 【株主資本】 | 30,683,715 |
| 出資金 | 20,000 | 資本金 | 65,000,000 |
| リサイクル預託金 | 44,210 | (利益剰余金) | ▲34,052,475 |
| | | 繰越利益剰余金 | ▲34,052,475 |
| 【繰延資産】 | 0 | 自己株式 | ▲263,810 |
| | | 純資産合計 | 30,683,715 |
| 資産合計 | 44,274,127 | 負債・純資産合計 | 44,274,127 |

単位：円

問い合わせ先 本庁 商工観光課 商工係 ☎0968・86・5725

単位：円

土地・家屋の「現地調査」を行います

和水町では、「平成30年度固定資産評価替え」に伴い、土地や家屋の現況を確認し、適正な課税を行うため、次のとおり町内の現地調査を行います。

住民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

調査の内容 街路状況の把握に伴う道路状況の現地調査、土地の利用状況の把握に伴う現地調査、

家屋の新築・増築・滅失などの把握に伴う現地調査。

※調査記録作成のため、写真撮影を行います。

調査期間 6月中旬～平成29年3月上旬

お願い ◎街路や土地の現地調査では、調査員は町が発行した身分証と腕章を必ず身に付けておられますので、ご確認のうえ、調査にご協力をお願いします。なお、調査員が金品を請求したりすることはありません。不審に思われたときは、本庁税務住民課、総合支所住民課または最寄りの警察署へお知らせください。

◎家屋の現地調査では、固定資産評価補助員証を持参した職員が声をかけてから調査しますが、不在の場合は私有地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

◎家屋の新築や増築、取り壊しなどをされた場合は、「家屋 新築・増築・滅失・その他 届出書」をご提出ください。様式は町ホームページまたは下記問い合わせ先に備えています。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 固定資産税係 ☎0968・86・5723

総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線754）